

2021 年 3 月 27 日 28 日小補
4 月 2 日大改訂 5 日三訂 7 日四訂 10 日五訂 14 日六訂
11 月 20 日・21 日・22 日 ii・23 七訂 12 月 8 日八訂

中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について 補遺 32

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

1920 年代の中国の国土認識・海域認識と 1930 年代のそれが大きく変化することを示す資料をまた発見した。

A

亞新地學社編『中國歷代疆域戰爭合圖：増説』

武昌：亞新地學社

民國 9 [1920]年

（文京大学図書館所蔵）

B

歐陽纓編『中國歷代疆域戰爭合圖：精訂増説』

再版

武昌：亞新地學社

民國 14[1925]年

（仏教大学図書館所蔵）

C

亞新地學社編『中國歷代疆域戰爭合圖：精訂増説』

再版

武昌：亞新地學社

民國 16 [1927]年

（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）

* B と同じもののように見受けられる。

D

亞新地學社編『中國歷代疆域戰爭合圖：精訂増説』

武昌：亞新地學社

民國 19 [1930]年

(慶應義塾大学言語文化研究所所蔵)

*再版とは記されていないが、ざっと見た印象では、B と同じ内容のように見受けられる。

E

歐陽纓編『中國歷代疆域戰爭合圖：精訂増説』

三版

武昌：亞新地學社

民國 22 [1933]年

(慶應義塾大学言語文化研究所所蔵)

1 いずれも五帝時代から民国時代までの境域紛争を示した歴史地図帳で 46 種の地図を掲載している。A, B, C, D と E の間に大きな相違がみられる。E では第四十五図がそれ以前とは全く異なる地図に差し替えられている。A, B, C, D の第四十五図は「中華民國本部及特別區域圖」であったが、E では「中華民國政治區域圖」「國民軍統一戰時圖」に置き換えられている。「中華民國政治區域圖」は中国本土、マンチュリア、モンゴリア〔外モンゴルを含む〕、トルキスタン、チベットを包含する包括的中国全図である。第四十四図「中華民國五族共和全圖」も包括的中国全図であり A, B, C, D, E がともに同じものを載せているが、「中華民國政治區域圖」と「中華民國五族共和全圖」とでは描き方が全く異なる。「中華民國五族共和全圖」はその名の通り、漢族分布地、満族分布地、蒙族分布地、回族分布地、藏族分布地によって構成される国土空間を描いている（漢族分布地はチャイナプロパーの範囲に対応している。その他の空間は漢族の土地ではないと認識されている）。それに対して E の「中華民國政治區域圖」は政治的区域から構成される包括的中国の空間を描いたもので、チャイナプロパーのほかに吉林、黒竜江、遼寧、熱河、察哈爾、綏遠、寧夏、新疆、青海、西藏、外蒙古の範囲が「國界」の境界線で区切られて示されている。国土の境域の歴史的変遷を意識したこの地図帳の中に現在の中華人民共和国の領土に直結する政治地理的空間（外モンゴル→モンゴル人民共和国→モンゴル国は除いて）が 1930 年代前半になって初めて現れた（それ以前には見られない）ということは注目に値するだろう。

西沙群島（パラセル諸島）と東沙群島は A, B, C, D の各地図の中には全く描かれていない。E の「中華民國政治區域圖」の中にのみ描かれている。スプラトリー諸島は A, B, C, D にも E にも一切描かれていない。南京政府成立の前夜及びその数年後に C や D が刊行された時点では中華民國にはまだ現代的な領土意識は形成されておらず、1930 年代前半になってようやく明確な政治的国土空間の確立が重視され、その動向の中で西沙群島と東沙群島も同時代を扱った地図中に描かれることになったのであろう。しかし、それに先立つ境域紛争の歴史的諸地図の中に両群島は現れない。両群島が古来の領土とは認識されていないことは明らかであろう。E の出版された 1933 年にはフランスのスプラトリー諸島領有宣言を

受けてその海域での紛争が始まり中華民国では内政部により水陸地図審査委員会が設立されているのだが、その海域の情報はまだ整理中であり、現場の地図製作者に共有されていなかったようである。当然、国土の一部とは考えられていなかったはずである。

2 A, B, C, D の第四十五図「中華民国本部及特別區域圖」についても簡単に検討しておこう。この地図はチャイナプロパーのほかに、熱河特別区、内モンゴル方面の察哈爾特別区、綏遠特別区、四川の西側で金沙江以東の川邊特別区を含んでいる。これは実効支配の空間（軍閥割拠下でも中華民国の地方行政単位が機能している空間）、現実の中国を描いたものであろう。それに対して第四十四図の「中華民国五族共和全圖」は観念的空間、理念の中国を描いたものであろう。1920 年代の中華民国の国土認識は、この二つのイメージから成り立っていた。これが 1930 年代前半になり、理念の五族共和空間を現実の中国に変えてゆくために、実現目標としての虚偽意識的空間*を描いたのが E の第四十五図「中華民国政治區域圖」であり、そこに初めて西沙群島が登場するわけである。

*チベットはダライラマの支配下。外モンゴルはソ連の支援で実質的に独立状態。新疆は軍閥統治下で東トルキスタン独立運動が散発的に発生。

3 この地図帳にはもう一つ大変興味深い地図が載せられている。第三十九図「清代大一統圖」である。A, B, C, D, E のいずれも同じ図を載せている。この地図は標題のとおり清代の大一統を示そうとするものだが、その大一統は従来の一統図とは異なる新しい一統空間を示すものである。その「國界」の境界線は陸上のみならず海上も通るものであり、その境界線の中に琉球、台湾、越南、暹羅、緬甸、蘇祿群島（スールー諸島）、マレー半島、ネパール、ブータンからアフガニスタン、ウズベキスタンの東側（ブハラ）までを包摂している。清代に描かれた同時代的な一統空間は、黄千人図系の無限定に世界に広がる天下図と『大清一統志』系の包括的中国全図（チャイナプロパー、マンチュリア、モンゴリア、トルキスタン、チベット）である。この「清代大一統圖」はそのいずれとも異なる（おそらく）1920 年頃の発明品である*。清國周辺で清朝に朝貢していた国々で西欧及び日本の植民地あるいは領土となった空間を清国版図に付属していたものとみなす虚偽的空間意識の形成である。このような空間意識の形成は、西欧の侵略により本来きちんと区別されていた理藩院管轄下の藩部と冊封の対象である属国がともに西欧の圧力を受ける空間として区別が曖昧になったために可能になったものと推測される。いわゆる國恥図の元型となるものであろう。この空間をボーダーで仕切るために海上にも国境線を引く必要が生じた。ここに海上国境線が登場することになったわけである。しかし、この地図にはパラセル諸島もスプラトリー諸島も描かれてはいない。この海上国境線が正確にどこを走っているのかは明確ではないが、もし仮にスプラトリー諸島が描かれていたとしたらその東端はこの国境線からはみ出しそうである。1930 年代後半に中国の国土の南端とされた James Shoal は確実に含まれていない。

この虚偽的な歴史的国土を提示した地図においてすらパラセル諸島やスプラトリー諸島は描かれていない。1930年代前半に至ってもそれは変わらない。パラセル諸島もスプラトリー諸島も中国の古来の領土ではないことは火を見るよりも明らかである。

*譚璐美氏が国恥図について下記の本を出版された。各種の国恥図を対照し歴史的变化を追った画期的な著作である。地図製作の現場（製作者、出版社、日中合弁）や地図の現物の特徴に注意を向けたユニークな論考である。

譚璐美. 2021.『中国「国恥地図」の謎を解く』東京：新潮社（新潮新書）

この著作は最初期の国恥図として下記のことを挙げている。

「前清乾嘉以後中華領域損失図」（『中華民国地理新図』上海：亞東図書館、1914年）（実物未見）

インドシナ半島を「旧有国界」（乾嘉以前の領域）の中に包摂した最初期のものであろう。その後の国恥図にインドシナ半島を記載しないものがある（すぐ後に述べる）ことを考えると、この地図の発想はむしろ上記の「清代大一統圖」に継承されたとみるべきではなかろうか。そして、それが30年代に国恥図にも取り入れられたのではないか。また、このような発想は補遺34の付記で示唆した『清史稿』の新しい「属国」観の出現とも連動しているのかもしれない。

清が滅んで中華民国が成立したときにチベットやモンゴルが自立することで『大清一統志』の空間が崩壊したのに対応して過去に関する空間イメージを虚偽的に拡大したということであろう。ただし、そのような虚偽的空間意識がすぐに支配的になったわけではないという点には注意が必要であろう。

なお、1914年の地図には「西沙群島」が示されており、それを「現今国界」内に含めている。しかし、第二図には島そのものは表現されておらず、漢字で「西沙群島」と記されているだけである。その位置はというとパラセル諸島ではなくマックルズフィールドバンクあたりに字が書かれている。新旧の「国界」を書き込んだこの第二図自体は南シナ海について正確な地理的知識を提示したものではなかったため、「清代大一統圖」には西沙群島の記載が継承されなかったのであろう。ただし、同地図帖中の第一図「前清乾嘉以前中華領域図」や第三図「中華民国边界海岸及面積区画図」には西沙群島の島そのものが（あまり正確に表現されてはいないが）描かれている（譚璐美氏からの情報及び孫國祥.2017.『南海之争の多元視覚』香港城市大学出版社、46頁）。

1912年の中華民国臨時約法（旧約法）の第一章第三条において「中華民國領土爲二十二行省、内外蒙古、西藏、青海。」と規定されているのに対して、1914年に袁世凱が制定しそ

の死後空文化した新約法では「中華民國之領土依従前帝國所有之疆域」と改められている。この改変が清朝の政治空間への関心を喚起した可能性は十分考えられよう。なお、1931年の中華民國訓政時期約法では第一章第一条に「中華民國領土爲各省及蒙古西藏」と規定されている。

『中華民國地理新図』が清朝の領土の構成に関する明らかな捏造を行っていることにも注意を払うべきであろう。清朝の本来の版図（『大清一統志』の空間）は直省と理藩院管轄下の藩部（モンゴリア、トルキスタンチベットなど）によって構成され、その外に属国・朝貢国（その意味の変遷は補遺 34 の付記参照）その他が位置していた。この地図でも清朝の領土は大きく本国と藩属に分けられるのだが、その内容がまるっきり異なっている。この地図では、本国は本部（チャイナプロパー）とマンチュリア、モンゴリア、トルキスタン、チベット、台湾から成り立つとされ、その外側の属国・朝貢国その他が広く藩属とされ、その全体が清朝の領土であったと認識されるようになっている。第一図において嘉慶・乾隆以前の清朝領土内に西沙群島が置かれたのも勿論捏造の一環である。

図書館相互協力制度により京都大学人文科学研究所所蔵『中華民國地理新図』第二図、第三図のコピーを入手し、第二図には「西沙群島」の名前だけで島そのものが描かれていないこと、第三図では右下の別の囲みの中に東沙群島と西沙群島が描かれていることを確認した。

1914年に刊行された『中華民國地理新図』のなかの包括的中国全図のなかにパラセル諸島が描かれたことは画期的である。しかし、同時代の中国全図がすぐにそれに倣ったわけではない。私の確認した限りでは、すぐ下に述べるように1920年代に出された『大中華民國分省圖』諸版には「西沙群島」が描かれている。しかし、注意すべきことは、その「西沙群島」の描き方は、『中華民國地理新図』のそれを踏襲したものではなかったということである。その第十六図「広東」には別枠で「西沙群島」が描かれているが、非常に正確に描かれている。第一図「中華全図」の「西沙群島」もある程度正確に表現されている。「中華全図」の「西沙群島」の描き方には新趣向がみられる。地図の匡郭からはみ出させる形で「西沙群島」が描かれている。1930年代後半にスプラトリー諸島が中国全図に包摂されるまでは、この描き方が標準的なものとなった（ただし「西沙群島」を描かない地図が多い）。従来の常識的な中国の範囲を「西沙群島」がはみ出したことを正直に表現したものである。

これに比べると『中華民國地理新図』の「西沙群島」の描き方は不正確である。おそらくパラセル諸島についての信頼に足る地理的情報を持たないままに地図の上に一応描いてみた者であろう。おそらく1920年代に入って（早くとも1916年以降に）初めて地図製作者たちはパラセル諸島についての正確な地理的情報に触れることができるようになったのではない（おそらくそれは西欧の地図に基づくものであろう）。

4 他方、同じ亞新地学社が出版していた『大中華民國分省図』は、『中國歷代疆域戰爭合圖』とはかなり異なる国土観を示している。この地図帖は私の知る限り 30 版を超えているのだが、そのうち以下の三つの版を確認した。

亞新地学社編『大中華民國分省圖』

精訂二十版

中華民國 11 年（1922）

武昌：亞新地学社

（架蔵）

亞新地学社編『大中華民國分省圖』

精訂二十九版

中華民國 17 年（1928）

武昌：亞新地学社

（慶應義塾大学三田メディアセンター所蔵）

亞新地学社編『大中華民國分省圖』

精訂三十二版

中華民國 21 年（1932）

武昌：亞新地学社

（東京都立中央図書館所蔵）

二十版と二十九版の奥付を見ると、初版は光緒三十一年（1905）である。勿論、題は違っていたはずである。前文の年次は民国四年（1915）であり、この時点で何か大きな変化があったものと思われる。前文によれば、1915 年の新版には 27 幅の図が含まれているということであるから、地図が描いている範囲はおそらく二十版や二十九版と同じであろう（三十二版は 29 図に増えている）。二十版や二十九版を見ると、冒頭の「中華全図」も各省図もともにマンチュリア、モンゴル、トルキスタン、チベットを含んでいる。おそらく 1915 年の版もそうだったにちがいない。これは「大清一統志」の空間をそのまま中華民國の政治空間として継承する意識を示したものでなかろうか。それが実効支配の貫徹する空間ではないことは承知のうえでそれを中華の全体とみなしたものであろう。『大中華民國分省圖』冒頭の「中華全図」は『中國歷代疆域戰爭合圖』三版の第四十五図「中華民國政治區域圖」とほぼ同じである。1920 年代の『中國歷代疆域戰爭合圖』はそれを採用しなかった。実効支配の空間ではないことが明らかであり、これを政治支配の空間として提示することに躊躇せざるを得なかったからではないかと思われる。これに対して、『大中華民國分省圖』は西欧列強や日本に諸々の利権を奪われたことを「國恥」と認識し、その回復を第一に考える意識

を反映したものである。あるべき中国を描いたものである。二十版と二十九版の末尾には「國恥表」なるものが掲載され、奪われた利権が列挙されている（ただし、30年代後半の國恥図が強調するような大清の版図の外側に対する失地意識は強くないようにも見受けられる。上で推測したように「清代大一統圖」の一統空間のイメージが1914年の『中華民國地理新圖』第二図を継承したものであるとすれば、それは1915年に始まる「國恥」系の議論とは別に発生したものであり、後に1930年代に両者が結合したと考えられる。*)。まだその実現可能性が小さかった時点ですでに「あるべき姿」と考えられるものを表明していたのが『大中華民國分省圖』『中華全圖』であり、部分的にはあれその実現可能性が見えた時点でそれを提示したのが『中國歷代疆域戰爭合圖』『中華民國政治區域圖』ということになるだろうか。

あるべき国土のイメージを早期に提示した『大中華民國分省圖』は、遅くとも二十版(1922年)には西沙群島を中国内に描いている。これを1915年にまで遡らせることができるかを知りたいところである。民国4年(1915)の『大中華民國分省圖』を所蔵する図書館は国内にはないようであるが、亞新地学社が1915年に刊行した『大中華京省道縣詳圖』という別の地図を国内のいくつかの図書館が所蔵している。

亞新地学社『大中華京省道縣詳圖』

武昌亞新地学社

民国4年(1915)

(国会図書館所蔵)

27幅の地図からなる地図帳である。冒頭に外モンゴル、青海、西藏を含む包括的な中国全図を置き、以下の分省図にも外モンゴルとチベット方面の地図を含んでいる。末尾に置かれた「大中華京省道縣区域表」にはそれらの地域の情報は記されていない。「中国商阜一覽表」は条約の情報を載せるが、国恥意識は表明されていない(1915年1月の刊行であり対華二十一か条要求より前に編纂されたものである)。この地図の中華全図にも広東図にも、パラセル諸島は描かれていない。

なお、スプラトリー諸島は、『大中華民國分省圖』三十二版(1932年)にも描かれていない。

*William. A. Callhan がその論文(William. A. Callhan. 2009. "The Cartography of National Humiliation and the Emergence of China's Geobody." *Public Culture* 21-1. p. 153) のなかで1916年刊行の「中華國恥地図」を検討し画像を載せている(譚璐美氏は上掲書198-199頁においてこの地図の発行年が1920年代後半であるとの説得的な考証を行っている)。細かいところは不鮮明で読めないが、大局的に見て1930年代後半のものとはかなり印象が異なる。その図郭は、南は海南島までを描くだけであり、インドシナ半島はその北側しか描か

れていない。当然パラセル諸島も描かれていない。インドシナ半島やマレー半島を失地として明示せんとする 1930 年代後半の「國恥図」とは区別すべきであろう。

また、アメリカ議会図書館は下記の二種の「國恥地図」を蔵しておりそのサイトで見ることができる。

河北省工商廳『中華國恥地図』

民国 18 年（1929）

河北省工商廳

<http://hdl.loc.gov/loc/gmd/g7821f.ct002301>

亞新地学社『中華國恥地図』

武昌亞新地学社

<http://hdl.loc.gov/loc/gmd/g7821f.ct002302>

*刊行年は記されていない。議会図書館は「1931?」と記すが、根拠は不明である。

いずれも図郭は 1916 年のものと変わらない。つまり、1930 年代後半のものとは一線を描いている。ただし、後者は図郭からはみ出す形で西沙群島を描いている（前者は西沙群島を描いていない）。後者の出版年が定かでないため確たることはいえないが、あるいは、これも 20 年代と 30 年代の間の変化を示すものかもしれない。少なくとも、西沙群島を描かない「國恥地図」が 1929 年に出版されていることだけは確かである。